

第1 回「JARI 新モビリティセミナー」 パネルディスカッション

令和4年4月22日

医療経済研究機構 政策推進部副部長
研究部主席研究員
服部 真治

介護保険制度改革：保険者機能の強化

介護保険制度改正の全体像

【改革の目指す方向】

○地域共生社会の実現と2040年への備え

- ・地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり
- ・介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応

【改革の3つの柱】 ※ 3つの柱は相互に重なり合い、関わり合う

1. 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～／「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

- ・通いの場の拡充等による介護予防の推進
- ・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進
- ・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進 等

2. 地域包括ケアシステムの推進～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～

- ・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備
- ・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備
- ・医療介護連携の推進 等

3. 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～

- ・新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策
- ・高齢者の地域や介護現場での活躍促進
- ・介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進 等

【3つの柱を下支えする改革】

○保険者機能の強化

- ・保険者機能強化推進交付金の抜本的な強化
- ・PDCAプロセスの更なる推進

○データ利活用のためのICT基盤整備

- ・介護関連データ（介護DB、VISIT、CHASE）の利活用に向けたシステム面・制度面での環境整備

○制度の持続可能性の確保のための見直し

- ・介護保険料の伸びの抑制に向けて、給付と負担について不断の見直し

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金【一部推進枠】

令和4年度概算要求額（令和3年度予算額）：400億円（400億円）

400億円の内訳

・保険者機能強化推進交付金：200億円（一部推進枠）
・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

趣 旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、
PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、**自治体への財政的インセンティブ**として、市町村や都道府県の**様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定**し、市町村や都道府県の**高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進**するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

概 要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

- 【主な指標】
- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
 - ② ケアマネジメントの質の向上
 - ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
 - ④ 介護予防の推進
 - ⑤ 介護給付適正化事業の推進
 - ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

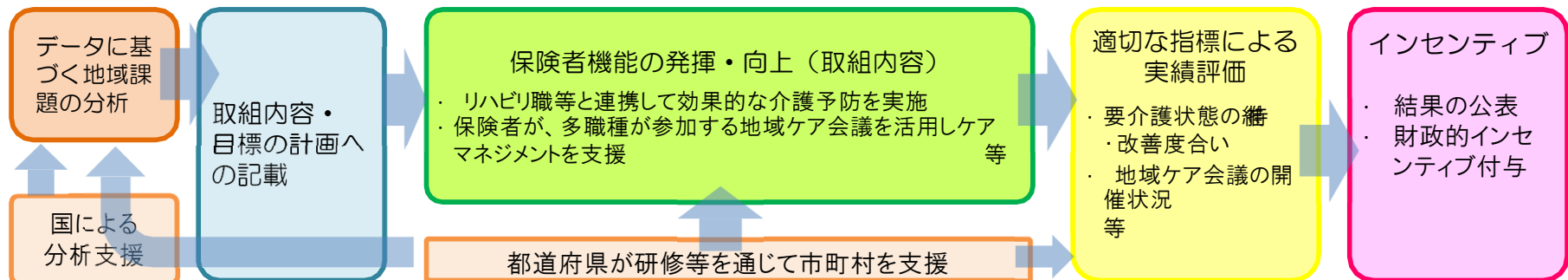
< 市町村分 >

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象** 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 3 活用方法** 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

< 都道府県分 >

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象** 都道府県
- 3 活用方法** 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

< 参考 > 平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



令和2年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価結果及び基準額の内示について

資料2-2

令和2年(2020年)8月26日 八王子市計画策定部会

(1)評価結果(厚生労働省算出分の330点を含む1,575点の内訳)

	配点	八王子市得点	差	主な減点項目
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	140点	140点	0	
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	1,195点	938点	-257点	
(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	80点	80点	0	
(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	195点	120点	-75点	地域包括支援センターによる介護離職防止に向けた取組(-10点)、地域ケア会議の開催件数割合(-15点)
(3)地域包括支援センター	90点	90点	0	
(4)認知症総合支援	175点	175点	0	
(5)介護予防／日常生活支援	450点	343点	-107点	通いの場への参加促進のためのアウトリーチの実施(-30点)
(6)生活支援体制の整備	85点	50点	-35点	生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援(-10点)
(7)要介護状態の維持・改善の状況等	120点	80点	-40点	健康寿命延伸の実現状況(-20点)
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	240点	212点	-28点	
(1)介護給付の適正化等	120点	92点	-28点	
(2)介護人材の確保	120点	120点	0	
合計	1,575点	1,290点	-285点	
うち市町村分(厚生労働省算出分(330点)以外)	1,275点	1,120点	-155点	※東京都内で1位

(2)基準額の内示

	令和元年度	令和2年度	前年度差	
保険者機能強化推進交付金 評価指標による交付金配分額(令和2年度基準額)(千円)	70,290千円	94,678千円	24,388千円	
介護保険保険者努力支援交付金 評価指標による交付金配分額(令和2年度基準額)(千円)	—	96,828千円	96,828千円	※令和2年度から新設
合計(千円)	70,290千円	191,506千円	121,216千円	

市町村保険者機能強化推進交付金等による財政支援

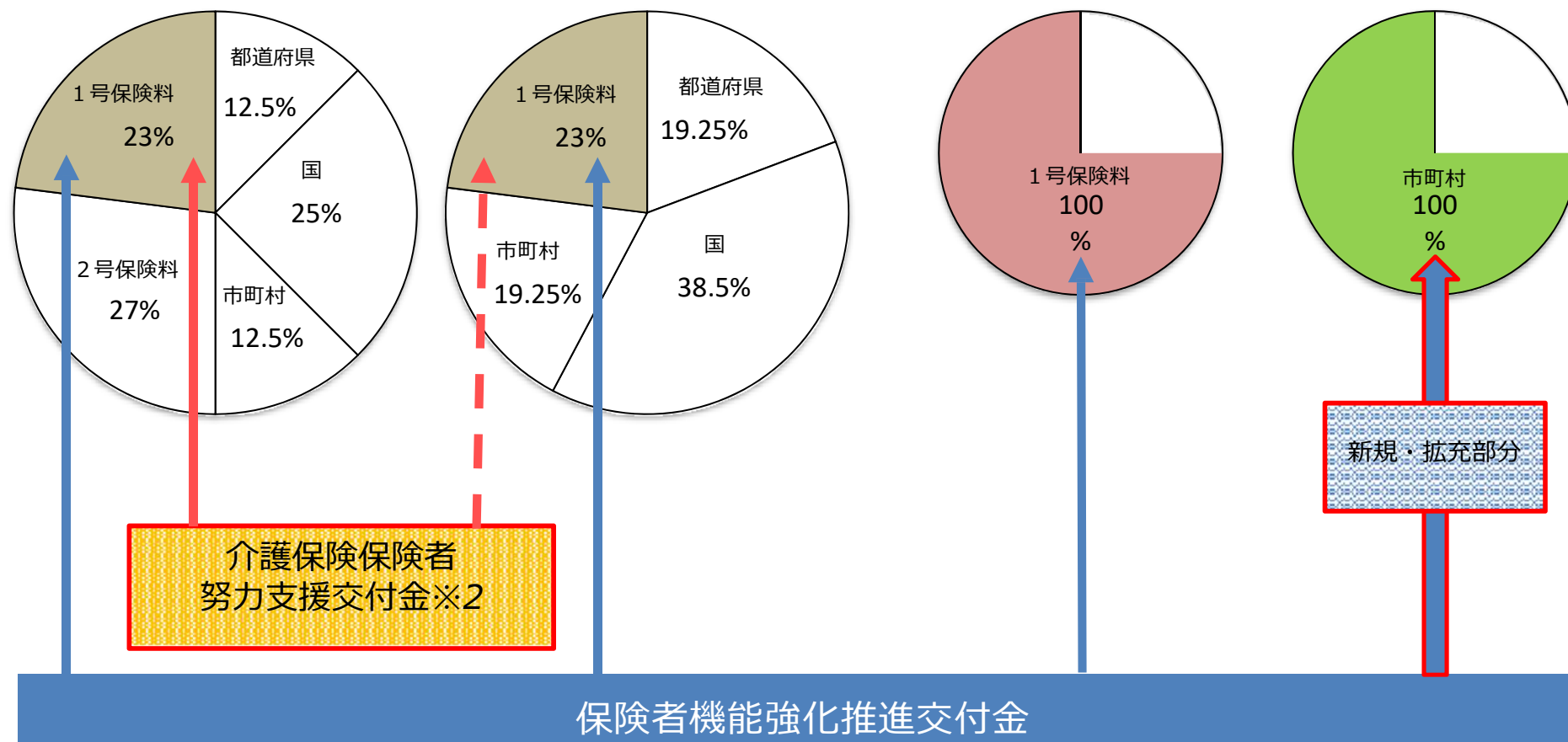
地域支援事業

保健福祉事業 市町村特別給付

一般会計事業 ※1

介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業



介護保険保険者
努力支援交付金※2

新規・拡充部分

保険者機能強化推進交付金

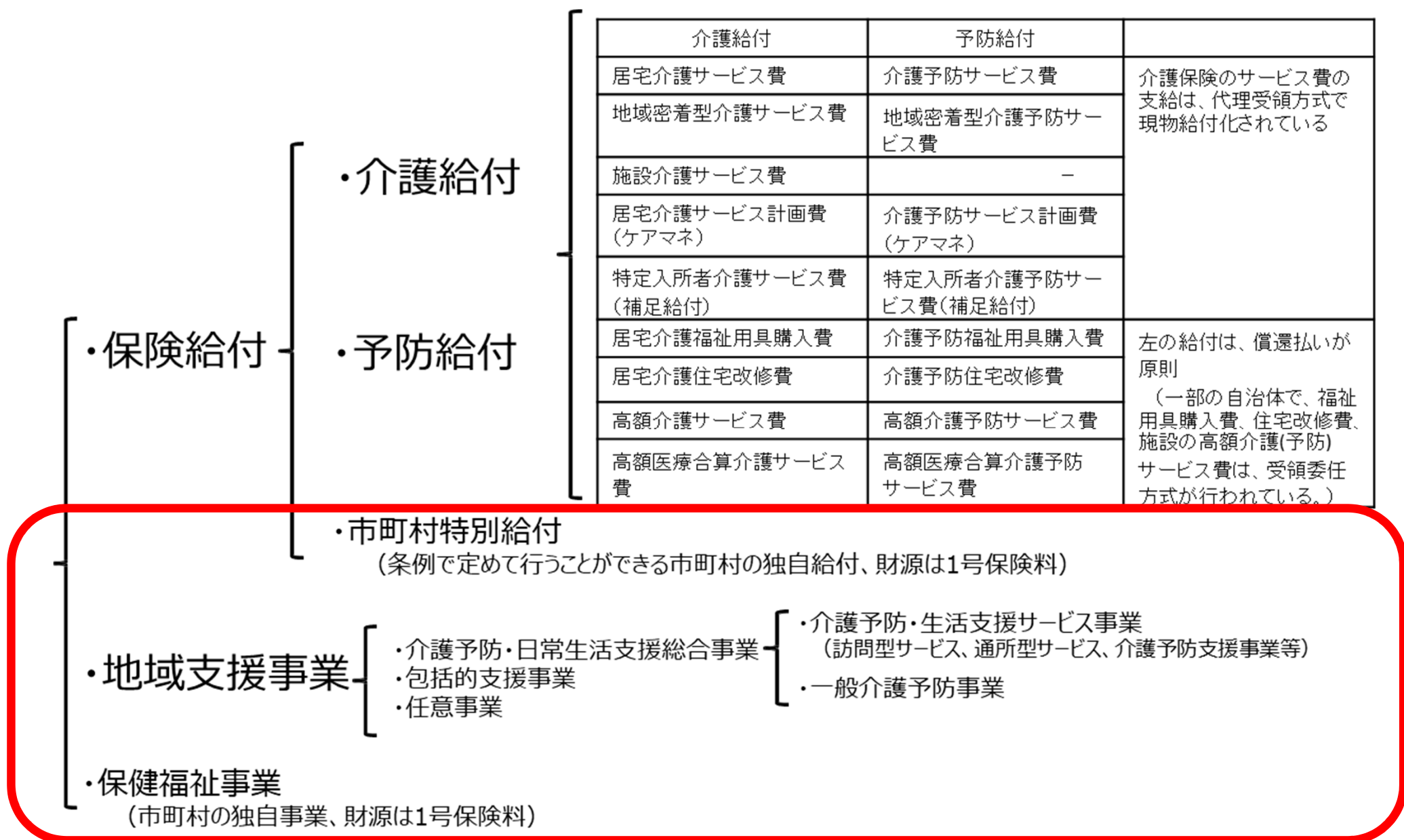
(令和2年度より)

※1 保険者機能強化推進交付金について、一般会計事業に係る高齢者の予防・健康づくりに資する取組（新規・拡充部分）に充当可能。

※2 介護保険保険者努力支援交付金について、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的継続的ケアマネジメント支援、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に限る。）に充当可能。

市町村独自施策

介護保険の事業体系



給付と事業の違い

【給付】

- 事業者 自由参入（指定）
- 基準 国が決める
- 単価 国が決める
- 量 限度額内で利用者が決定
- 財政 決算主義

【事業】

- 事業者 直営、委託、補助
- 基準 市町村が決める
- 単価 市町村が決める
- 量 市町村が決める
- 財政 予算主義

市町村特別給付・保健福祉事業・任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの。	高齢者の保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの。
財源	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%	一般財源
対象者	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	高齢者など市町村が定める
実施例	・寝具乾燥サービス ・移送サービス ・配食サービス ・おむつの支給 / 等	・地域支援事業以外の介護予防事業 ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業 / 等	①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他（成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業 / 等）	・介護支援ボランティア・ポイント ・配食サービス ・おむつの支給 ・移送サービス ・寝具乾燥サービス ・訪問理美容サービス / 等

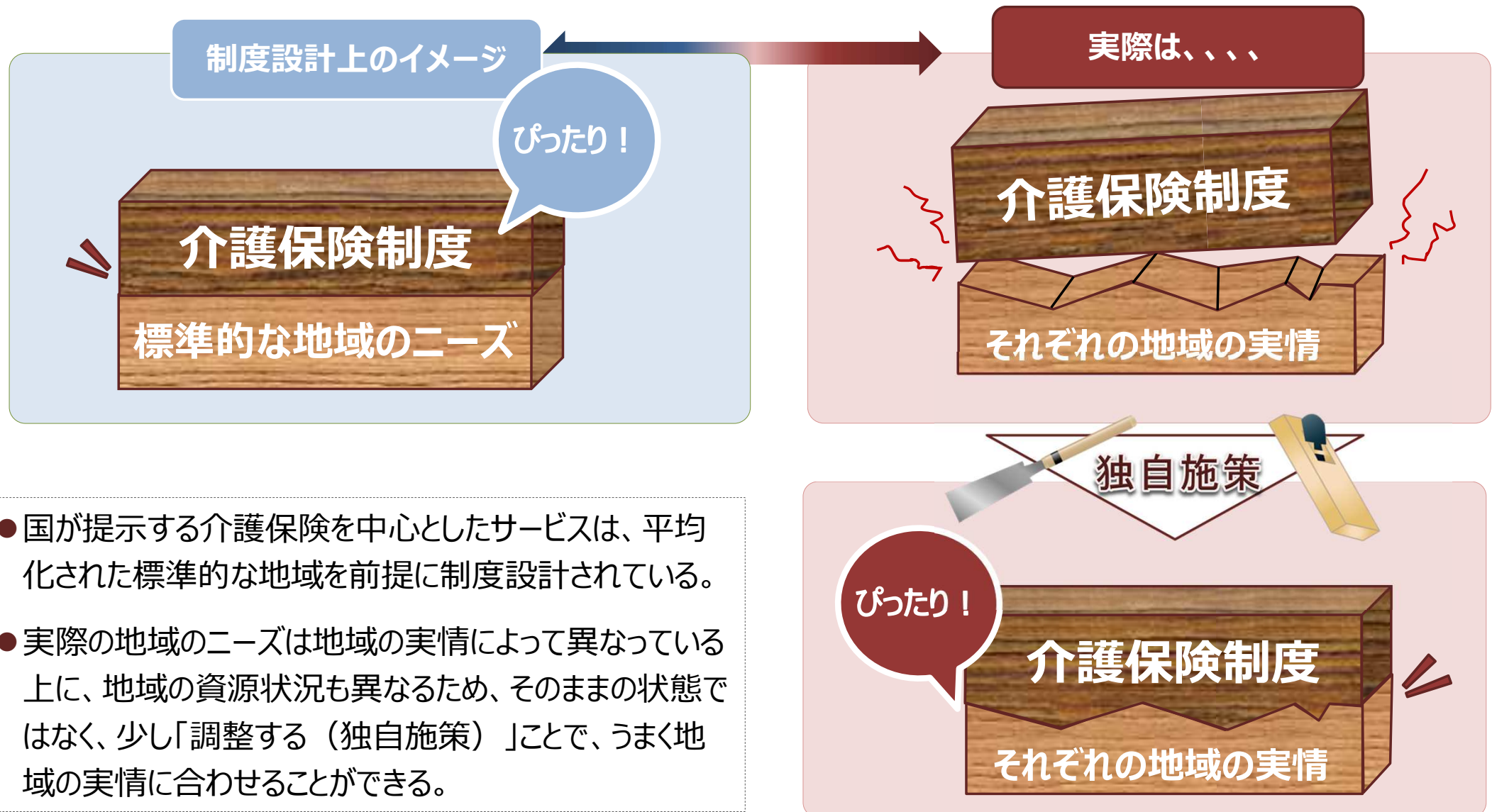
対象が、要支援・要介護認定者と限定されている。また、財源が1号保険料100%のため、**保険料への影響が大きい。**さらに、償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。

財源は、特別給付と同じだが、**特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。****対象者が被保険者・介護者**と、特別給付と比べて幅広い。

財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、**上限額が設定されている。**また、平成27年2月の通知により、「特別給付、保健福祉事業、総合事業、一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。

事業の目的や対象者などについて、国の定めがないため、**市町村の裁量で決定**できる。一方、一般財源での実施となるため、**市町村の財政力に影響を受けやすい。**

標準的な制度を地域の実情に合わせてチューニング（調律・調整）



事例：島根県松江市

インセンティブ交付金を充当した保健福祉事業の実施事例

松江市高齢者移送活動支援補助金

目的	公共交通機関の利用が難しく車の運転ができない 高齢者の通いの場への参加や買い物等の移送活動を行う住民団体 に対し補助金を交付することで、高齢者の孤立を防止するとともに、住民の支え合いによる地域づくりの構築と高齢者の介護予防を図ることを目的とする。
対象事業	公共交通機関の利用が難しく車の運転ができない高齢者の通いの場への参加や買い物等を支援 するために行う移送事業。
対象経費	補助金の交付対象となる経費は、高齢者の移送事業に要する費用であって、次に掲げるもの～ <i>中略</i> ～とする。ただし、備品については、事業開始の初年度のみ対象とする。また、松江市その他の団体から補助を受けている経費については補助金の交付対象外とする。 (1) 補助事業実施に伴い生じた損害を補償するための 損害保険料 (2) 備品及び消耗品(補助事業以外の用途に使用される可能性があるものを除く。) (3) サービスの利用調整を行う間接的な経費 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
補助金額等	補助対象経費の全額とし、 350千円を上限 とする。ただし、補助金の交付対象経費第3号に掲げる経費については利用調整実績1回当たり450円とする。

資料提供: 松江市介護保険課

菅浦手助すー隊（島根県松江市美保関町） 2020年プロジェクト発足

美保関町人口：4,699人（菅浦：140人） 高齢化率：46.6%（菅浦：57%）2022年3月末

経緯	地区社協・公民館・自治連による旧小学校区三地区合同会議で市社協から移送サービスの手引きの説明あり⇒美保関町地区カルテ作成で：困りごと1位が買い物、2位が通院⇒移送支援プロジェクト立上げ⇒試験運行（無料）⇒本格運行開始（2021年度） ※コミュニティバスの研修会なども開催（交通政策課に依頼）
利用対象者	菅浦自治会住民で65歳以上の高齢者・障がい者で①、②の方 ①公共交通機関の利用が困難で車の運転ができない方 ②目的地までの介護が必要のない方
使用車両	隊員の所有する車両 8台
運行形態 運行範囲	自宅～目的地をドアツードアで送迎 運行エリアは、松江市内・境港市内までの範囲 買物：毎週水曜日の9:30出発、通院：利用者に合わせて随時
運行日と時間	月～金（年末年始・祝日を除く）、8：00～17:00 利用希望日の2日前までに予約
構成員	利用登録会員：22名 ボランティア隊員：8名（コーディネーター含む／平均71歳）

利用者負担	会費制（利用状況にかかわらず500円/月） = コーディネーター人件費およびガソリン代として。 ※550円に値上げ予定。 会費は「仲介手数料」「ボランティアの持込車両のガソリン代」に充てる <道路運送法上の登録不要の移動支援>
財源	上記会費と、松江市高齢者移送活動支援補助金（35万円/年） ※運輸支局からの説明により、ボランティアには一切の補助はしていない ※損保ジャパン「移動支援サービス専用自動車保険」（車両保険付き）に加入。補助金のほとんどが保険料に充当され、他の経費への充当は困難。 ※コーディネーター人件費は会費 = 仲介手数料として利用者から収受。運転者にガソリン代外の金銭が還流しないことを条件化してガソリン代にも充当。 ※自治会からの活動補助は運輸支局から認められず

<活動状況>

延べ利用者 521名、運行台数
（ボランティア数と同数）：延べ
250台
※試験運行（2020年12月開始）から2022年2月末

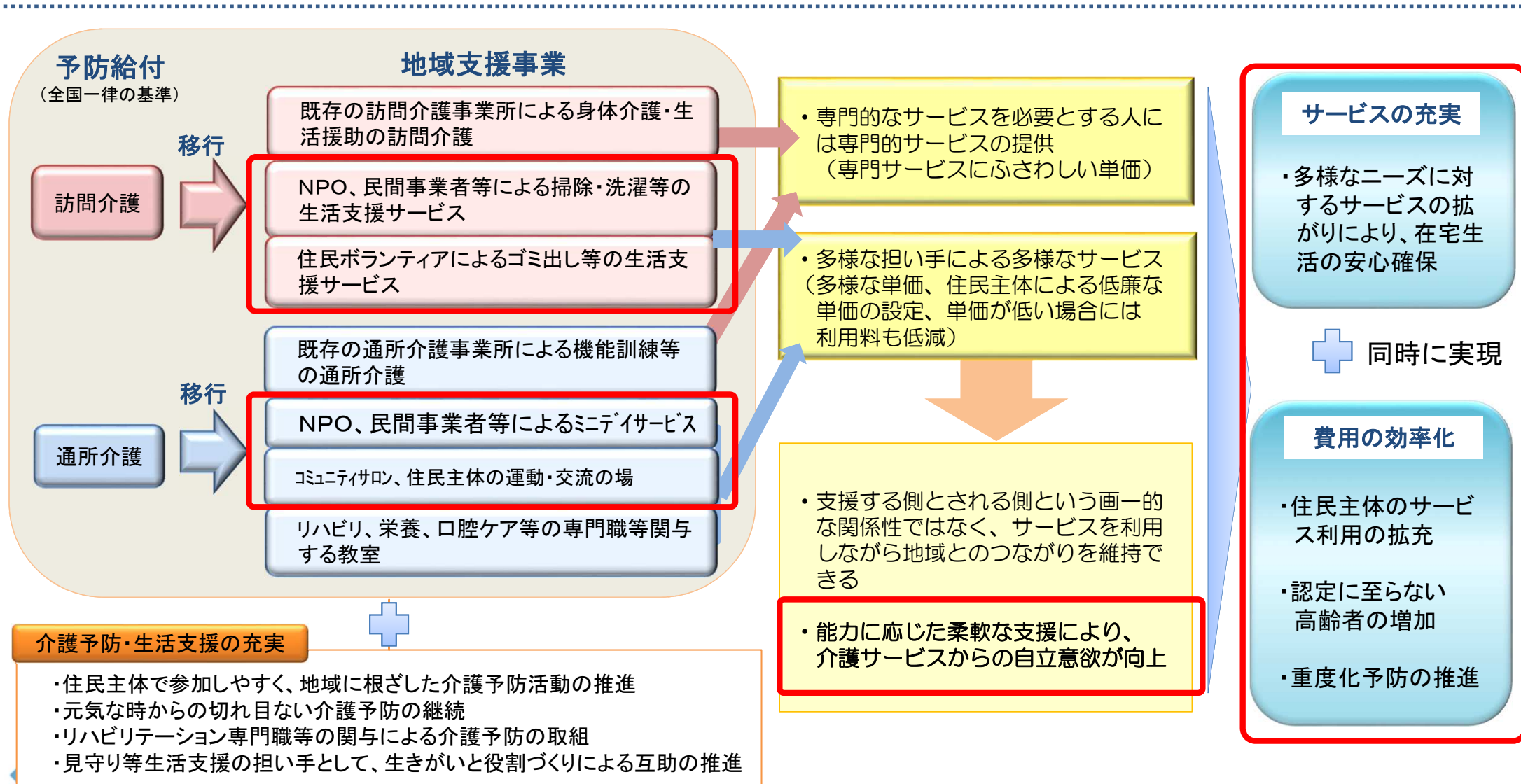


介護予防・日常生活支援総合事業の活用

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

○予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。

○既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



軽度者に対する生活支援と廃用症候群

社会保障審議会介護保険部会「見直しに関する意見（平成16年7月30日）」

- ・介護保険制度本来の在り方から見れば、軽度者に対するサービスは利用者の要介護度の維持や改善につながることを期待されるが、実態としては、**軽度者の改善率は低く、予防効果を示していない**のではないかと。
- ・「**かわいそうだから何でもしてあげるのが良い介護である**」といった考え方が、**かえって本人の能力の実現を妨げ、いわゆる廃用症候群を引き起こしている**。
- ・「**家事代行型の訪問介護サービスを利用し続ける**ことにより、**能力が次第に低下し、家事不能に陥る**場合もある」

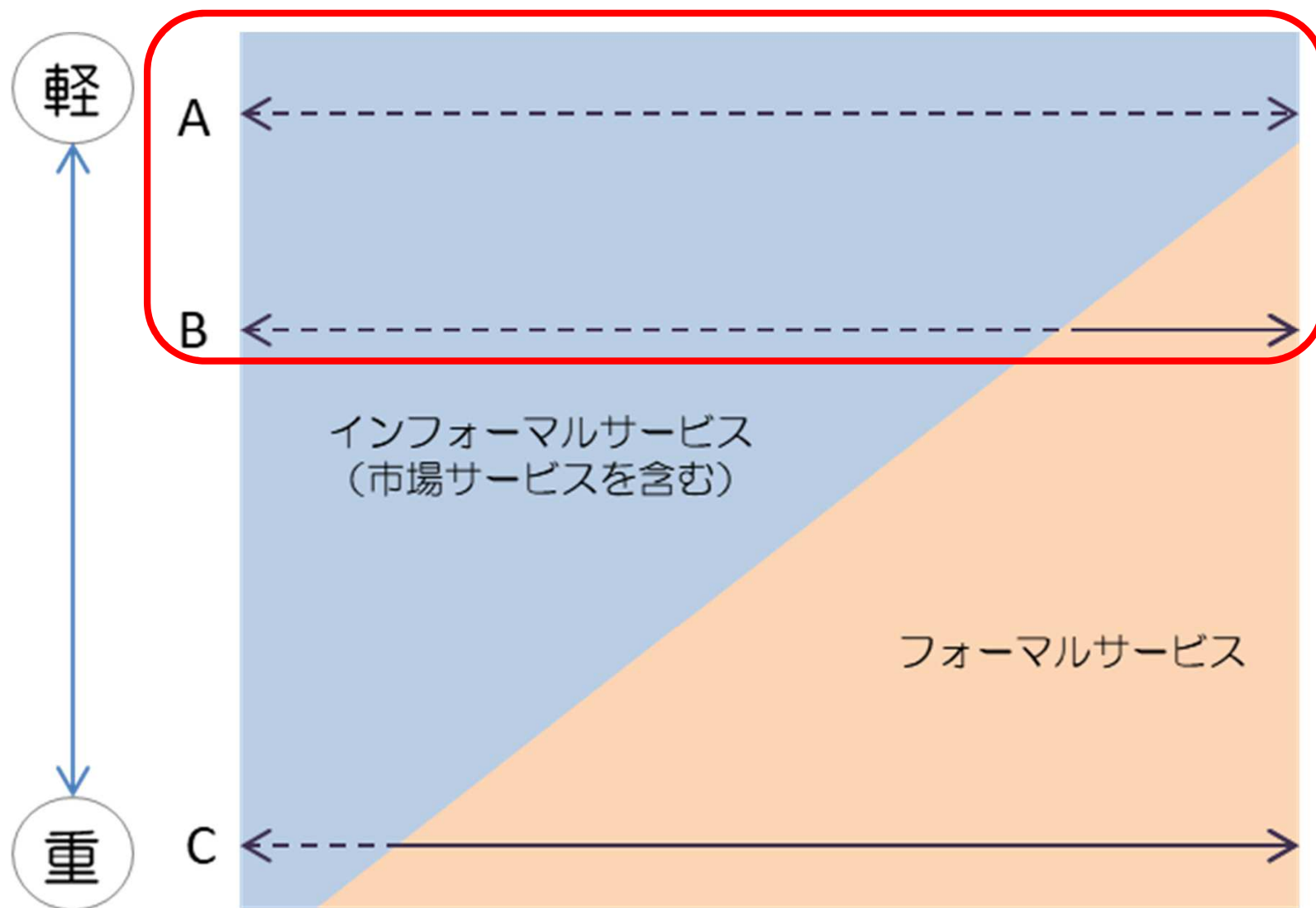
社会保障審議会介護保険部会「見直しに関する意見（平成22年11月30日）」

- ・単身・高齢者のみの世帯など地域で孤立するおそれのある高齢者にとっては、介護保険サービスのみならず、配食や見守りといった生活支援サービスが必要である。これらのサービスと介護保険サービスを組み合わせれば自宅で生活を継続することが可能となる。
- 特に、**要支援1、2と非該当を行き来する人については**、これらのサービスを切れ目なく提供するという観点から、**予防給付と生活支援サービスを一体化し、利用者の視点に立って市町村がサービスをコーディネートすることが効果的**なのではないかと考えられる。

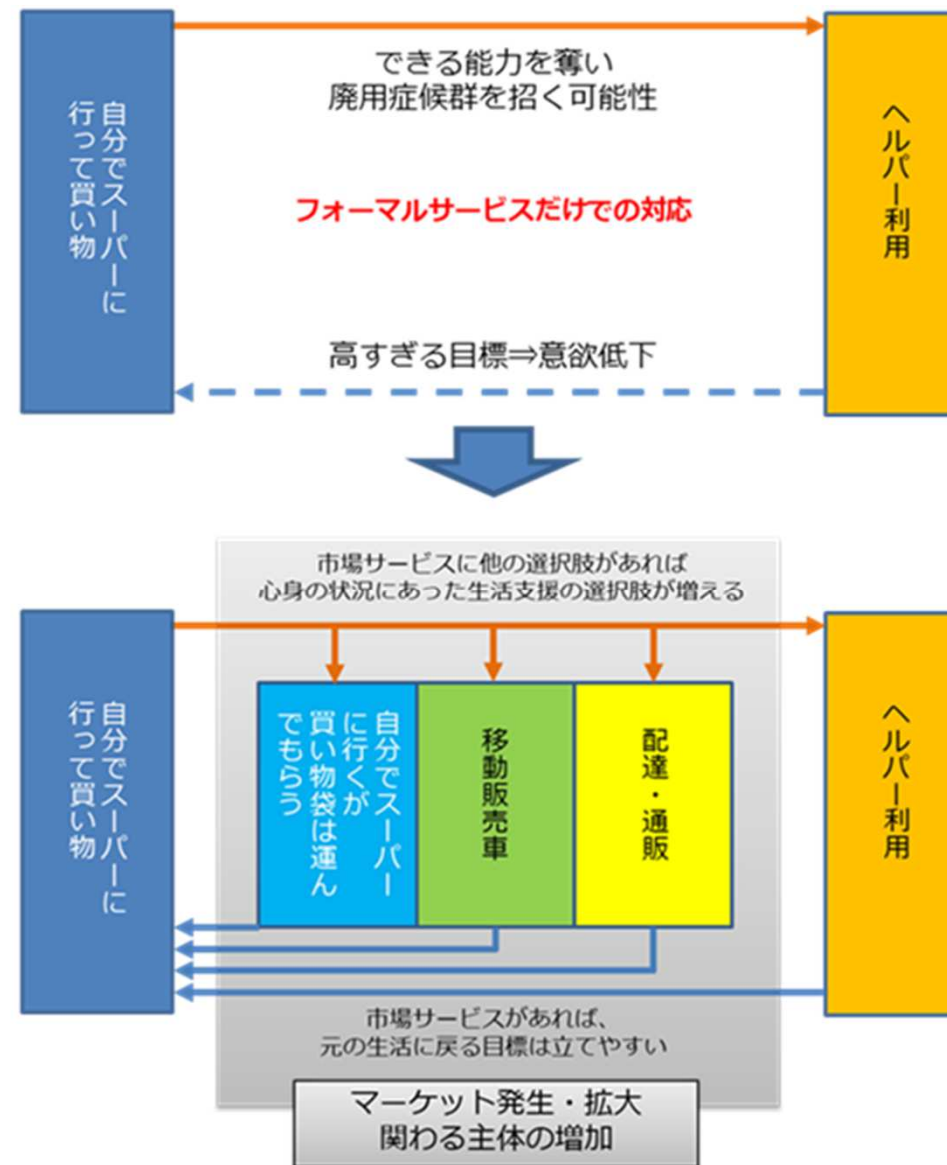
社会保障審議会介護保険部会「見直しに関する意見（平成25年12月20日）」

- ・このような**生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加促進の必要性にこたえるため**には、地域支援事業の枠組みの中で介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、**サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護**について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、**地域支援事業の形式に見直すことが必要**である。

本人の生活を支えるインフォーマルサービス（市場サービスを含む）の活用



生活支援・介護予防と市場サービス等の役割



出典：令和2年度老人保健健康増進等事業「自治体と民間企業の協働による都市部における地域づくりの展開に向けた調査研究事業」国際長寿センター

区分支給限度基準額（介護保険から給付される一か月あたりの上限額）

要介護状態区分	区分支給限度額	サービス利用にかかる費用（10割額）
要支援1	5,032単位	50,320円から57,364円
要支援2	10,531単位	105,310円から120,053円
要介護1	16,765単位	167,650円から191,121円
要介護2	19,705単位	197,050円から224,637円
要介護3	27,048単位	270,480円から308,347円
要介護4	30,938単位	309,380円から352,693円
要介護5	36,217単位	362,170円から412,873円

注記

実際の支給限度額は金額ではなく「単位」で決められており、サービスの種類によって1単位あたりの単価が異なります。
 上の表の区分支給限度額は利用できる金額の目安として、1単位あたり10円で計算しています。

出典：東京都目黒区ウェブサイト

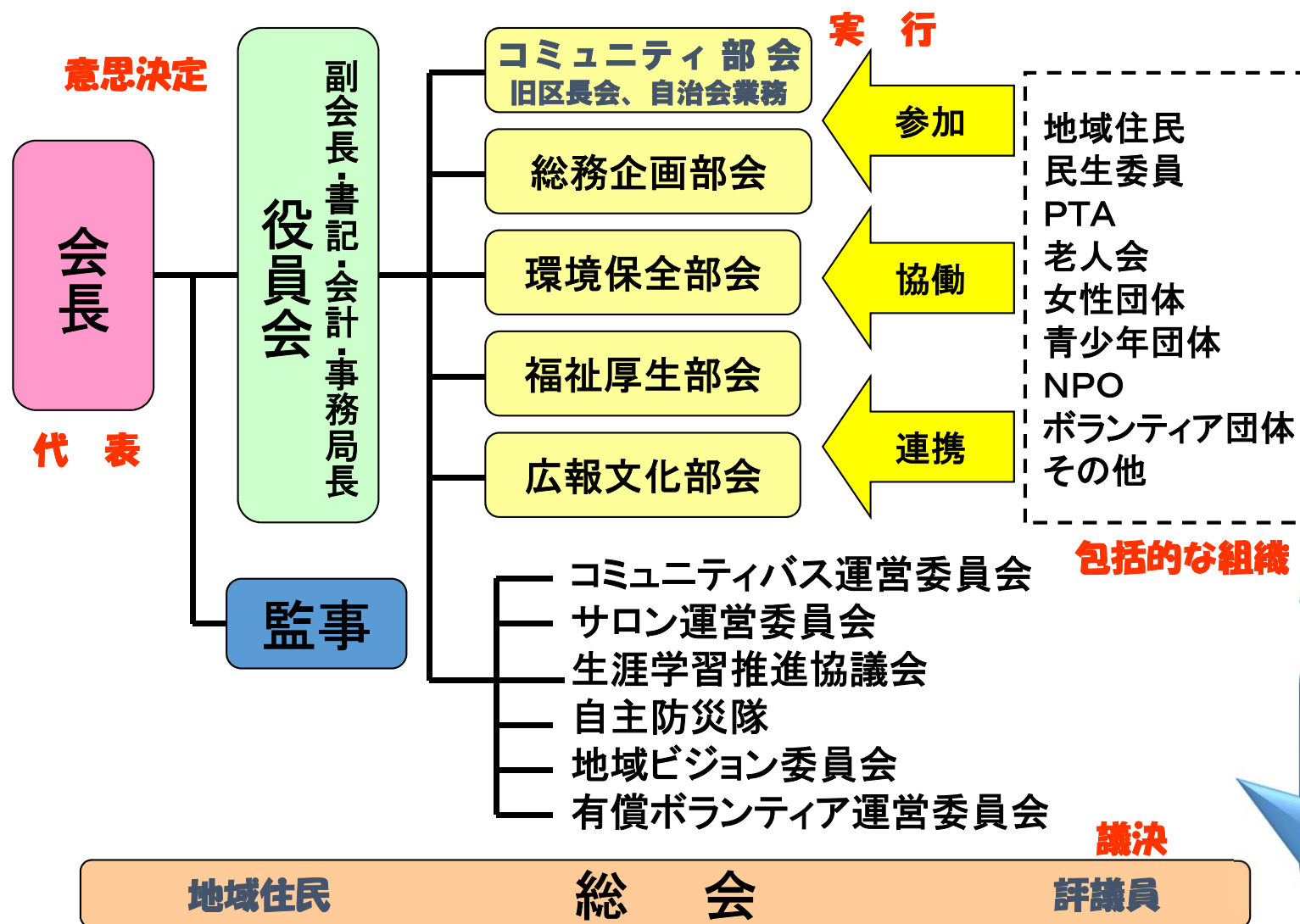
事例：三重県名張市

①地域づくり組織（名張流まちづくり） ～我が事の意識づくり～

第1ステージ 「交付金化」	第2ステージ 「組織見直し」	第3ステージ 「地域ビジョンの策定」	第4ステージ 「市民センター化」
○平成15年3月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」を制定。 ◆小学校圏域に1つずつの包括的住民自治組織「地域づくり組織」を15地域に設置。各種補助金を交付金として一本化。	○昭和30年代からはじまった「区長制度」を廃止し、区・自治会である「基礎的コミュニティ」と、それを包含する小学校区を単位とする「地域づくり組織」に整理。	○15地域が個性ある将来のまちづくりのための基本方針、将来像、それに基づく実施計画を策定。	○地域づくり組織に指定管理委託していた公民館を市民センター化し、地域づくり活動・生涯学習活動・地域福祉活動の拠点としてスタート
ゆめづくり地域交付金の概要 1. 地域づくり組織の活動支援として交付 2. 使途自由で補助率や事業の限定がない交付金 3. 住民合意でまちづくり事業を実施し、交付金を活用 4. ハード・ソフトは問わない。ただし、宗教活動、政治活動に使用してはならない。 平成15年度実績： 5,000万円 平成30年度実績： 1億600万円	区長制度 「行政事務委託料」 「区長会運営等委託料」 ★15か所 地域づくり組織 ★174か所 会長 基礎的コミュニティ 選出 区長 OR 自治会長	平成21年～ 住民アンケートの実施 各地域にて策定委員会を組織 平成24年3月 地域ビジョン発表会 平成25年3月 市総合計画の地域別計画に位置づけ	平成28年4月～ 市民センター化 平成30年5月～ 市民センター和室で地域づくり組織によるレストラン営業開始

①地域づくり組織

地域づくり組織の体制の例



地域のことは
地域で
考えてもらう
小さな行政

地域の実情に応じた
特徴のある取組は主に
専門委員会が置かれる

事業推進のポイント！
地域の実践者の言葉
「専門委員会は一定任期で役
をさせるのではなく、同じ問
題意識を持つ人を集めること。
やはりリーダーが重要！」

特徴的な地域づくり組織の取組

名張市では、「公共」は、行政のみが独占的に担うという考え方を改め、地域コミュニティ等と行政が協働で担うことによって、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなってしまった領域や内容のサービスを提供できる」といった考え方が広がりつつあり、「**住民が自ら考え、自ら行う**」まちづくりが活発化。親睦行事・イベントだけでなく、**部会の活動**として様々な公益的事業の展開が可能となった。

■ 防犯パトロール

地域の防犯を目的とした青色回転灯車によるパトロール



■ 住民主体の生活支援

地域住民同士がその生活を有償で支え合う仕組み。向こう三軒両隣の関係を再構築。

(隠おたがいさん等)



■ おもてなし事業

地域の資源を生かした観光客誘致を目的とした事業



■ 自主防災隊

地域の防災活動を担う自主防災隊の結成



■ 子育て広場

地域で子育てを応援する子育て広場の開設（おじゃまる広場など全地域）



■ 環境美化活動

地域住民による定期的な環境美化活動の実施



■ 配食サービス

地域住民が配食ボランティアとして、定期的にお弁当を配達し、地域で見守る。



■ 教育との連携

地域住民が教育の現場に学習支援で参加。地域愛をもった子ども達が育ちつつある。（全学校でコミュニティスクール）



■ 地域の活性化

地域の活性化を目的としたお祭りなどのイベント実施



地域の社会資源の取組状況 (有償ボランティア年間支援実績 約25000件)

有償ボランティア(介護予防・日常生活支援総合事業 訪問サービスB・D 固定費補助)

生活支援と
外出支援で
150万円

家事支援及び庭の管理、日曜大工等の日常生活の困りごとに対する支援、必要に応じた安否確認が11地域において取り組まれており、**移動が困難な方に対する外出支援事業が7地域で実施**されています。

地域名	地域づくり組織内の当該事業 実施組織名	事業開始年月	令和2年度 実績	
すずらん台	すずらん台ライフサポートクラブ	 H20.4	生活支援 116件	外出支援 4266件
青蓮寺・百合が丘	生活支援ボランティア「ポパイ」	 H23.4	44件	3556件
名 張	隠おたがいさん	 H23.7	387件	651件
つつじが丘・春日丘	特定非営利活動法人 生活支援 つつじ・春日丘	 H23.11	347件	13024件
比奈知	助っ人の会	H25.4	74件	
桔梗が丘	桔梗が丘お助けセンター	 H27.4	42件	1018件
美 旗	はたっこサポート運営審議会	H28.4	74件	
薦原	コモコモサポート	H29.8	36件	
赤目	あんしんねっと赤目	 H30.6	48件	1041件
川西・梅が丘	ちょい・すけ	 H31.4	47件	165件
国津	ささえあいネットくにつ	R3.5		

外出支援のみで年間23,721件



「名張市要援護者等日常生活支援事業補助金交付要綱」より

＜補助対象事業等＞

- (1) 地域づくり組織が実施する障害者、高齢者等の要援護者が抱える公的サービスの対象と
ならない日常生活の困りごとについて、有償のボランティアにより支援すると
ともに、必要に応じ安否の確認を行う事業

最高40万円

- (2) 前号の事業とこの要綱又は廃止前の名張市地域移動支援活動補助金交付要綱に基づく
補助金を受けて調達した車両により、障害者、高齢者等の移動制約者の外出を支援
する事業とを併せて実施するもの

最高150万円 ←(1)とセットで実施するため、実質最高110万円

- (3) 前2号に掲げる事業の実施に先立ち、当該事業の立上げに係る準備を行うもの

最高15万円

名張市の有償ボランティアは**固定費補助**なので**認定もチェックリストも給付管理も不要**。そこまで振り分けを気にしなくてよい。

利用するのに役所やケアマネに報告はいらない。介護サービスと両方使っている人もいる。（補助金を出すうえで、1地域あたり**利用者に要支援者やチェックリスト該当者が最低1名は必要※**であり、包括が予防プラン作成時に聞き取りにより有償ボランティア利用者を拾い上げている）

※地域支援事業実施要綱別記1総合事業 (1) エ② (d) より

●めざすもの

笑顔がたえない活力のある町づくり・人づくり、高齢者や障害者が安心して暮らせる福祉の町づくり

●組織・人・モノ・お金

主 体：町づくり協議会を母体とする生活支援のグループ

担い手：運転ボランティア 7人

車 両：所有車両 1 台（リフト車）

団体運営の財源：訪問型サービスB + Dの補助、
町づくり協議会の補助、利用料、年会費など



●しくみ

形 態：ドア・ツー・ドアで乗り合って市内の医療機関や買い物施設へ

頻 度：週5日（月～金）、1日あたり9便（片道換算）

利用料：ガソリン代のみ ※道路運送法上の許可・登録不要の形態

●創出プロセス

- ・市の施策により町づくり協議会を組織し、テーマ別の取組として同クラブ発足
- ・車両運行について、同クラブと市が協議
- ・しくみづくりと並行し、会員間での担い手や利用者募集

隠おたがいさん 2010年発足（2014年活動開始）

人口：6,074人

高齢化率：34.9%

●めざすもの

名張地区の原風景と人情息づく魅力ある街づくりを目指し、援助を求めている人と援助できる人が、共に対等な関係で相互に助け合うことで、名張地区に助け合いの輪を広げ、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに寄与すること

●組織・人・モノ・お金

主 体：まちづくり協議会を母体とする生活支援のグループ

担い手：運転ボランティア 10人（男性2名、女性8名／75歳以下）

車 両：団体所有車両 1台＋ボランティアのマイカー

団体運営の財源：訪問型サービスB＋Dの補助、

まちづくり協議会の補助、利用料、年会費など



●しくみ

形 態：ドア・ツー・ドア、1：1で病院や買い物等へ

頻 度：毎日（依頼に応じて実施） ※受付は、月・水・金の午前中

利用料：1時間500円 ※道路運送法上の許可・登録不要の形態

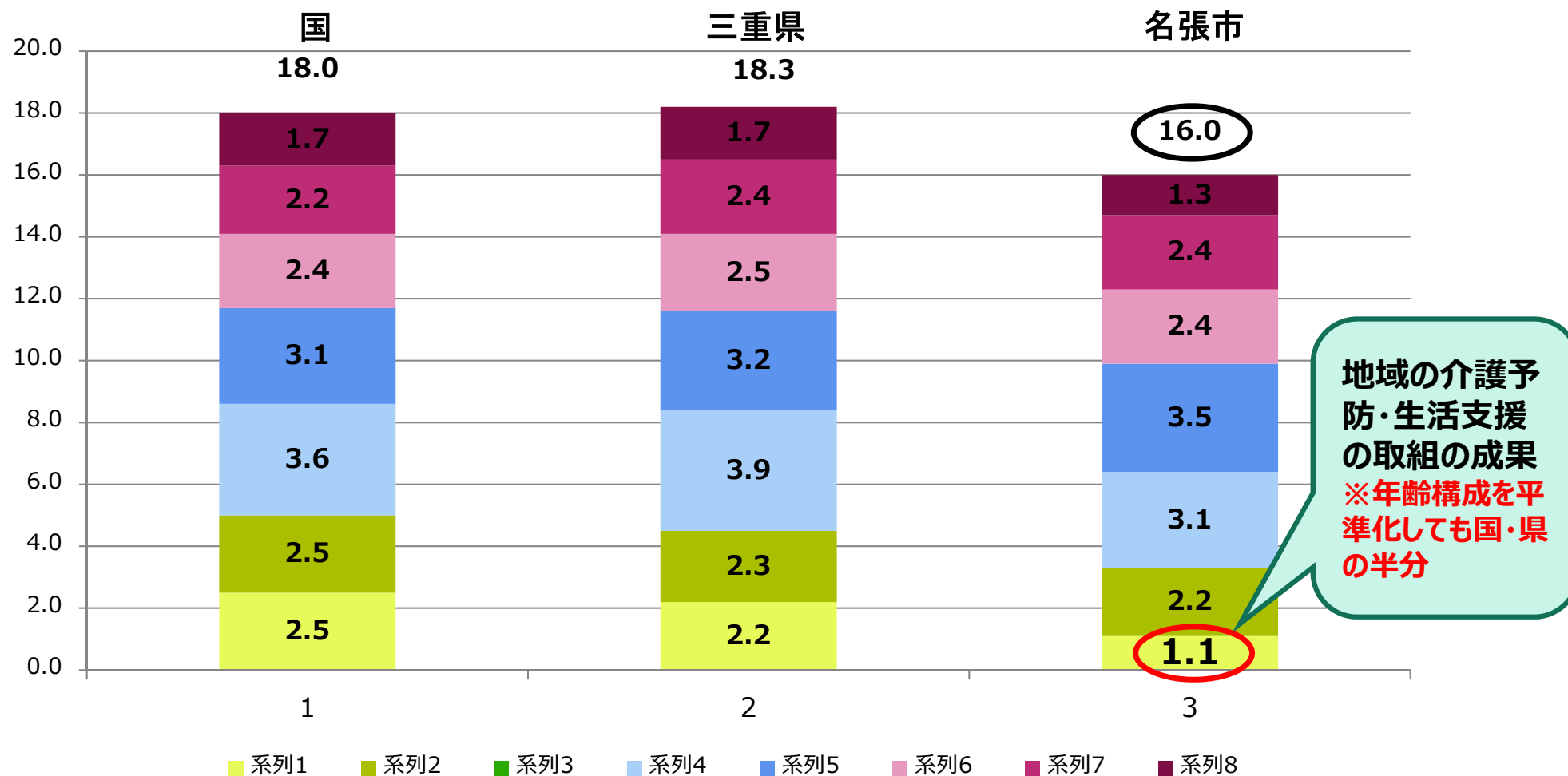
●創出プロセス

・まちづくり協議会のふれあい交流部会の1事業として立ち上げ、有志が主体性をもって活動を始めた

・アンケート調査を経て、会員を募集し、生活支援を開始

・市の補助を活用して車両を導入し、外出支援を開始

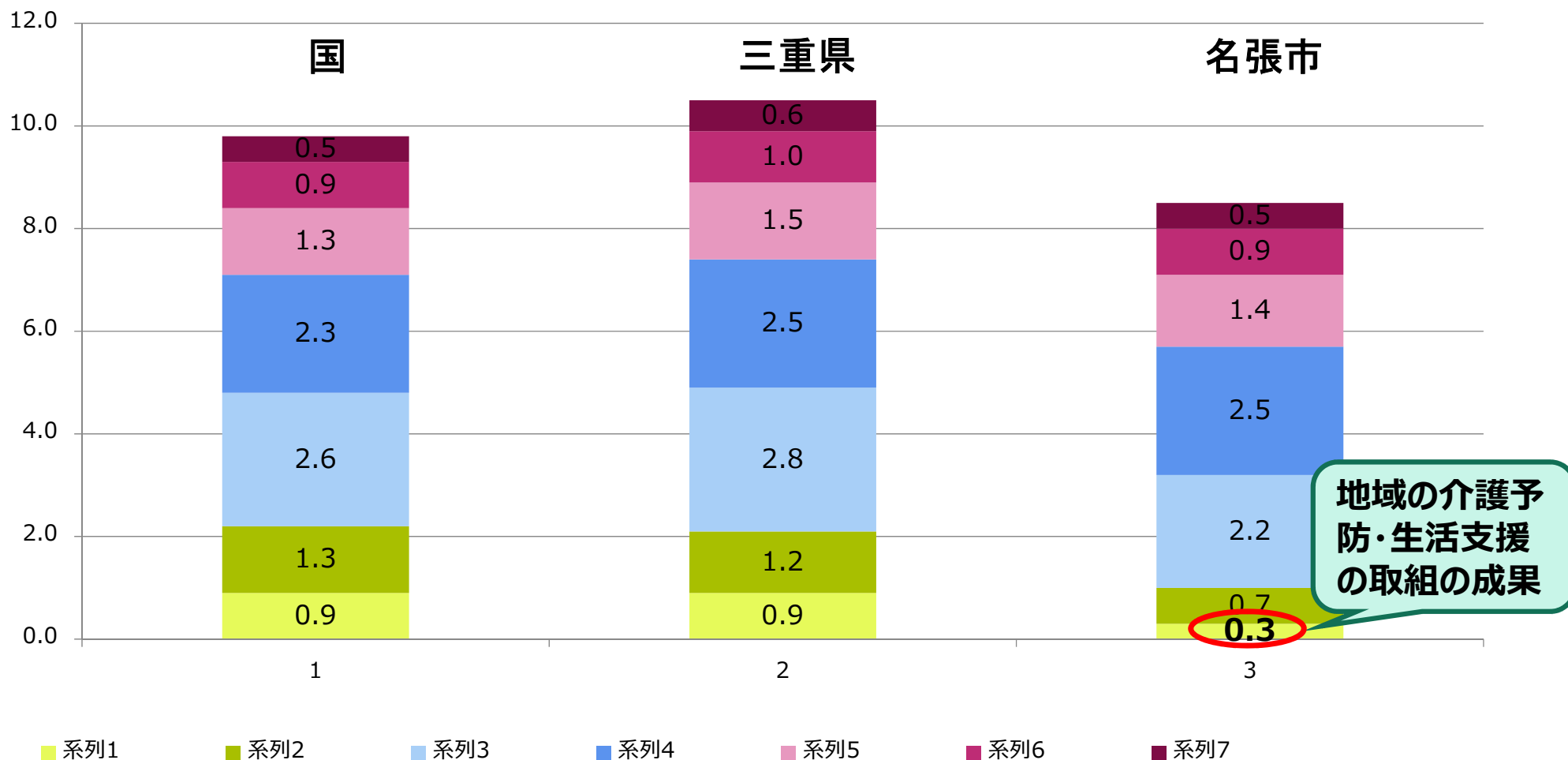
要介護度別認定率(国、県、市比較)



(時点) 平成29年(2017年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成29,30年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

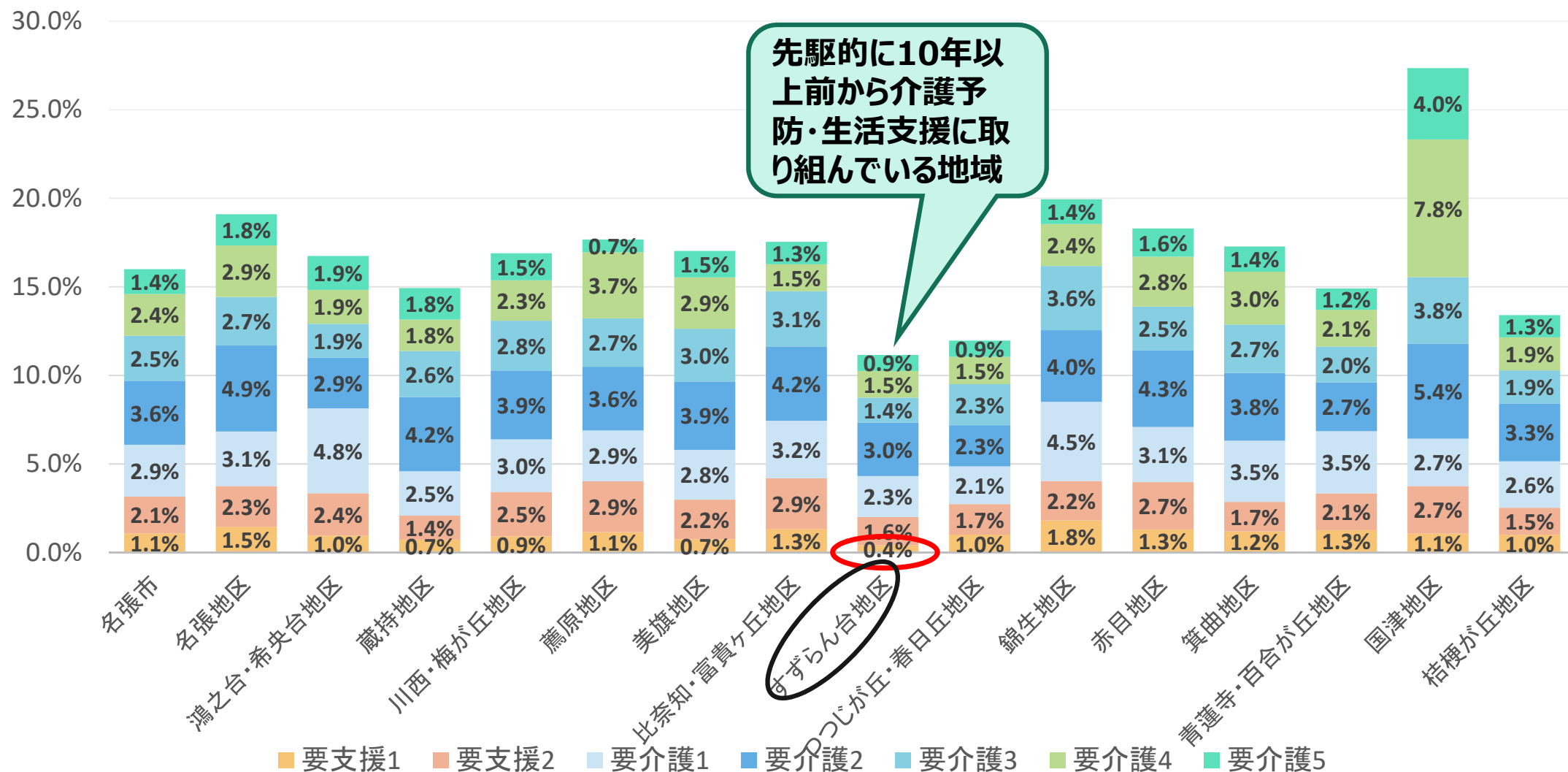
要介護度別在宅サービス受給率(国、県、市比較)



(時点) 平成29年(2017年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成29,30年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

要介護度別認定率(15地域別)



平成 29年 4月 1日現在